

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年1月11日	加西親栄自動車有限会社(法人番号9140002062280) 代表者増田孝夫	兵庫県加西市大内町609番地1号	本社	兵庫県加西市大内町610番地5号	警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年11月22日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	30	3
令和4年1月13日	株式会社STS(法人番号2120101057917) 代表者鳴海亮	大阪府泉南市岡田6-9-4	本社営業所	大阪府泉南市岡田6-9-4	警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月7日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第45条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(3)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	16	2
令和4年1月13日	株式会社旅人(法人番号3011101082519) 代表者川野清一	福岡県糟屋郡宇美町大字井野仲ノ坪526-1	大阪営業所	大阪府泉佐野市長滝861-4	警告	道路運送法第27条第3項	令和3年11月11日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	10	0
令和4年1月13日	日本観光旅行センター有限公司(法人番号3140002061825) 代表者北川功	兵庫県西脇市西脇712-88番地	本社	兵庫県西脇市高松町92	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月1日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	1	1
令和4年1月17日	株式会社エクスプレス(法人番号4120901020254) 代表者大富國正	大阪府箕面市船場東1丁目15番31号	福島	大阪府大阪市福島区大開3丁目1-17	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法(以下「法」)第23条第3項	令和3年12月10日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(法第23条第3項)、(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)、(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記録】(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	13	5
令和4年1月20日	有限会社ルミナス交通(法人番号2140002031416) 代表者小山幸夫	兵庫県三木市細川町細川中274	本社	兵庫県三木市細川町細川中273	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月15日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	14	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年1月24日	PHA株式会社(法人番号 3140002050381) 代表者小國栄作	兵庫県姫路市青山西1丁 目9番10号	本社	兵庫県姫路市西今宿二丁目1-10	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月9日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	22	5